

議第556号

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成27年 2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例

京都市教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月
27日京都市条例第157号）の一部を次のように改正する。

附則第6項各号列記以外の部分中「除く。）には」の右に「，平成30年
3月31日までの間」を，「相当する額」の右に「(以下「差額相当額」とい
う。)(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては，差額相
当額から差額相当額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数
があるときは，これを切り捨てた額）を減じた額)」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

教職員の給料表の切替えに伴う経過措置について，段階的に廃止する必要
があるので提案する。